

# 学校再開について

R2. 6. 1(一部修正)  
輪島市教育委員会

## 1 学校再開にあたって

- 学校を再開するにあたっては、十分な感染症対策を行うことを児童生徒及び保護者に説明し、理解を得る。
- 学校長を責任者とする保健管理体制を構築し、児童生徒への指導、保護者への連絡、環境整備、感染者・濃厚接触者が確認された場合の連絡体制などを含む、新型コロナウイルス感染症に関する対応策を取りまとめる。特に衛生管理面については学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。また、状況の変化や最新の情報に基づき、常にこの対応策の確認、見直しを行う。

## 2 「新しい生活様式」等についての児童・生徒への指導

- 学校再開後すぐに、文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症の予防」を活用して、児童生徒が感染症予防について正しく理解し、適切な行動を取れるよう指導する。

**新** • また、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要があることを指導する。その際、特に以下の内容について確認する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」について児童・生徒にしっかり理解させる。

◇人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。

◇会話をするときは可能な限り真正面を避ける。

◇外出中で、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。

◇手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。（手指消毒薬の使用も可）

**新** (2) 発症したときのため、誰とどこで会ったかを記録しておくことの大切さを指導し、保護者にも協力を求める。(修正)

- (3) 3密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないよう指導する。

- (4) 毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。

- 手洗い、咳エチケット、3密回避を呼びかけるポスターを掲示する。

### 3 通学について

- ・公共交通機関を利用する児童・生徒には、以下の点について指導する。
  - ◇発熱がある場合は乗車を見合わせる。
  - ◇乗車中は必ずマスクを着用する。
  - ◇乗車中は会話を控える。
  - ◇手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない。

### 4 身体的距離の確保

- ・児童生徒同士の間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- 新**・教室内における児童生徒同士の間隔は、石川県の感染状況を踏まえ、現段階では1 mを目安に最大限の間隔がとれるように座席を配置する。
- 新**・上記のように座席配置に留意することにより、普通教室においては児童生徒40人程度までで授業を行ってもよい。

### 5 健康管理に関すること

- ・児童生徒は登校前に自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないことを徹底する。発熱がなくても、普段よりも体調が悪く感じたら、登校を控えさせる。  
この場合、「欠席」とはせずに、「出席停止・忌引等」とする。
- ・登校時に、教職員が検温結果を書いた表を確認する（忘れた児童生徒は測定）。
- ・登校後、発熱等の風邪症状がある児童生徒は保護者に連絡した上で、帰宅させる。
- ・手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底させる。
- 新**・常時マスク着用が望ましいが、体育の授業中や、熱中症の危険性がある場合等は外してもよい。その際、換気、身体的距離の確保、咳エチケットの指導を徹底する。
- 新**・児童生徒には、清潔なハンカチ・ティッシュ・マスクを毎日持ってくること、また、タオルやハンカチは貸し借りしないことを指導する。
- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。  
このことについて、改めて学級指導等で学級担任と養護教諭等が児童生徒に指導し、保護者にも文書や一斉配信メール等で周知する。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、主治医や学校医、保護者と相談の上、適切な配慮を行う。
- ・適宜、学校の対応状況を学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言をうける。

## 6 感染防止対策

- ・休み時間や登下校など教職員の目が届かない所で、児童生徒が密集しないように、また、近距離で向かい合って話をするのしないよう注意喚起する。
- ・密閉、密集、密接の「3密」の重なりを避けるだけでなく、できる限り「ゼロ密」を目指す。
- ・次の6つのタイミングで手洗い（アルコール消毒）を徹底する。

◇教室に入るとき

◇咳やくしゃみ、鼻をかんだとき

◇食事の前後

◇掃除の後

◇トイレの後

◇共有のものを触ったとき

手洗い場の混雑を避けるため、他の水道がある場所の利用も検討する。

**新**・携帯電話等は、色々なところを触った手で操作することから、ウイルスが附着している可能性があることを児童生徒に充分理解させる。

- ・教室内等の換気を徹底する。換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。エアコン使用時においても換気を行う。
- ・清掃は、換気の良い状況で、マスクを着用した上で、丁寧に行うとともに、終了後の手洗いを徹底する。
- ・消毒については、ドアや窓の取っ手、電気のスイッチ、階段の手すり等、多くの児童生徒が触れるところは、次亜塩酸ナトリウム消毒液等を用いて、1日1回以上、利用状況に応じて適切に行う。（この消毒作業については、児童生徒に行わせないことを基本とする）
- ・児童生徒が共用する物品は、可能な限り使用前後に消毒する。また、活動前後の手洗い（アルコール消毒）の指導を徹底する。
- ・各学校は、マスクを忘れた児童生徒のために予備のマスクを用意しておく。
- ・以下に示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、石川県の感染状況を踏まえ、現段階では、実施を検討してもよい。その際、用具の消毒、手洗い指導の徹底、体調に不安のある児童生徒の不参加を認めることなどについても留意する。
  - ◇児童生徒が長時間、密集または近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
  - ◇室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
  - ◇児童生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
  - ◇児童生徒が密集したり接触したりする運動
- ・昼食時には以下の点にも留意する。

- ◇食事の前の手洗い（アルコール消毒）を徹底する。
- ◇机を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を行う。
- ・更衣については、体育の授業では、男子は教室、女子は男女両方の更衣室を使用するなどの工夫をし、また、部室等は短時間で交代で使用するなど、狭い空間に児童生徒が密集することを避ける。
- 新**・図書館は、利用前後の手洗い（アルコール消毒）の徹底、利用時間帯の分散等の密集を避ける配慮を行ったうえで、開館する。

## 7 学習の遅れ等を取り戻すことについて

- ・4月～5月までの遅れについては、夏季休業期間中に授業を行う、時間割編成の工夫、学校行事の延期または中止等により、原則、8月末までに取り戻せるような計画を立てる。
- ・児童生徒の家庭学習における理解度、定着度を把握し、授業内での指導に軽重をつけるなどの工夫を行う。
- 新**・休業期間中運動不足になっている児童生徒もいると考えられるので、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うとともに、授業内容については保健体育課発出の「学校再開後の体育授業のあり方について」を参照する。

## 8 学校行事等について

- ・学校行事の中止または延期、あるいは縮小の決定に当たっては、学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して検討する。
- ・実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について以下のような工夫を行うなど十分配慮する。
  - ◇大勢の児童生徒が集まる儀式的行事については、校内放送や学校便りへの掲載などの方法により代替するなど。
  - ◇文化祭などの文化的行事は小グループごとに練習したり、発表の様子を映像や音声にとり校内放送で流すなど。
- 新**・健康診断を実施するに当たっては以下の点にも留意する。
  - ◇児童生徒が密集しないよう学年やクラスで日程を分ける。
  - ◇部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列時においては1～2mの間隔をあける。
  - ◇不要な会話や発声を控える。
- ・避難訓練等は各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるよう工夫する。
- ・修学旅行については、その教育的意義に配慮し、中止ではなく延期扱いとすることを検討する。

## 9 生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- ・長期間に及んだ休校や自宅待機からくるストレスや、感染症に対する心配や不安が原因で、児童生徒が精神的に不安定になる可能性があるため、そのような場合には、担任だけでなく、相談室の先生等にも相談するように指導する。また、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（電話による相談を含む）を行う。
- ・「24時間子どもSOSダイヤル」などの相談窓口があることを事前に紹介しておく。

## 10 偏見、差別に関すること

- ・感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないという指導を徹底する。

## 11 部活動に関すること

- ・保健体育課・学校指導課発出の「学校再開に伴う部活動の実施について」に従う。

## 12 保護者への連絡等

- ・保護者への連絡体制を整えておく。
- ・一斉送信メールや学校のホームページ、または文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実かつ速やかに伝える。
- ・保護者に対しては、一斉送信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせし、学校の対応についてご理解、ご協力いただけるよう努める。

## 13 感染者、濃厚接触者が確認された場合

- ・児童生徒・教職員の感染が確認された場合、あるいは、児童生徒・教職員が濃厚接触者であることが確認された、または、その同居する家族等の感染が確認された場合、速やかに市教委へ連絡する。
- ・その際、個人情報の扱いには十分留意する。
- ・児童生徒、教職員の感染が判明した場合、最終登校日から2週間、臨時休業の措置をとる。また、その間に校舎を消毒する。

## 14 その他

- ・今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度通知する。
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）を参照すること。

